

委員会からのお知らせ

第229回食品安全委員会議事概要

日時:平成20年3月6日(木) 14:00~15:00

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:15名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

1)カズサホス 2)スピネトラム 3)1,3-ジクロロプロペン 4)シクラニリド 5)トリフルスルフロンメチル

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、だいこん、きゅうり等に使用し、みずな、ごぼう等への適用拡大申請がされています。

2)殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。りんご、レモン等へのインポートトレランス申請がされています。

3)殺線虫剤で、だいこん、キャベツ等に使用し、たまねぎへの適用拡大申請がされています。

4)植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。

5)除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

3)~5)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(2)農薬専門調査会における審議状況について

1)「メタミドホス」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・農薬のリスク評価の中で今回初めて参考情報として示された急性参照用量(ARfD)の設定の目的等について、委員から分かりやすい情報提供をすべきとの意見が出された。

取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)殺虫剤・ダニ駆除剤で、日本国内での農薬登録はありません。

海外では一部の農作物に使用されています。

ポジティブリスト制度導入に際して、国際基準などを基にいわゆる暫定基準が設定された758農薬等の1つです。これらについては、厚生労働省からの評価依頼を受けて、順次、食品安全委員会において食品健康影響評価を実施しています。

メタミドホスについては、国民の関心が高く、また、科学的知見に基づいてメタミドホスの摂取による健康影響を評価することは、国民の健康の保護の観点から重要であるため、食品安全委員会としても速やかに評価を行っています。評価結果が厚生労働省に通知され、厚生労働省は残留基準の見直しを行うことになります。

(3)動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック)」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)細胞培養した豚サーコウイルスの不活化液を主剤とする豚用の不活化ワクチンです。

(4)食品安全委員会の2月の運営について

・事務局から報告。

(5)その他

・「食品による薬物中毒事案の再発防止策(原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策)」(平成20年2月22日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)に基づく食品危害情報総括官の指名について、事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)